

大和郡山市 農委だより

第57号

令和4年3月発行
大和郡山市農業委員会

Cover Photo

乾忠記委員のイチゴ
ハウスで撮影してい
ます。



奈良特産イチゴ
こ と か
『古都華』

農業委員任期2年目を迎えて

平素は、農業委員会活動に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も、折り返し地点を過ぎました。

さて、新型コロナウイルスによる社会への影響は依然として継続しており、我々農業者にとりましても、社会経済活動の低迷による外食産業の米の需要減や、米価の大幅な下落をはじめ、様々な影響が発生しております。

このような中ではありますが、私たち農業委員会は、農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化の推進」、その重点となります「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に全力で取り組んでおります。

また、昨年度からの取り組みといたしましては、集落の農業や農地の問題を共有し、将来について考えていく「実質的な人・農地プラン」策定に、積極的に参画してまいりました。その結果、市内の約9割にあたる約50の集落におきまして、「人・農地プラン」を策定していただきました。

新規就農者の支援に関しても、奈良県北部農業振興事務所、なら担い手・農地サポートセンター、市農業水

産課などの関係機関と連携して取り組んでおり、今年は2名の方が大和郡山市内で新たに就農されました。

農業委員会では、農地探しはもとより、知り合いがいない集落でもスムーズに新規就農できるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員が地域との橋渡し役となり、サポートを行っております。

1951年に農業委員会制度が発足して、ちょうど70年が経過しました。この間、農業・農地をめぐる情勢は大きく変化してまいりましたが、農業委員会は農業者の代表として、現場の声に寄り添った活動をしてまいりました。

現在の農業を取り巻く情勢は大変厳しいですが、この難局を乗り越えられるよう農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となって、大和郡山市の農業の発展のために、今まで以上に尽力してまいりたいと存じます。

最後に、農家の皆様におかれましては、今後とも引き続き農業委員会活動にご支援、ご協力賜りますことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。



大和郡山市農業委員会
会長 飯田 喜代視

もくじ

- 農業委員任期2年目をむかえて
- 農地パトロールについて
- 農地の転用や権利移動は許可が必要です

1
2
3

- 農地を借りたい人、貸したい人を募集してます
- 農業者年金に加入しませんか／大和郡山の特産品紹介
- 農業者年金の説明会を実施しました

3
4
4

農地パトロールについて

農業委員会では年に1回（7月から8月にかけて）、地域の農地利用状況の確認や実態把握と、耕作放棄地の発生防止・解消指導並びに、無断転用防止対策として、農地パトロールを実施しています。農地パトロールで発見した耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施しています。

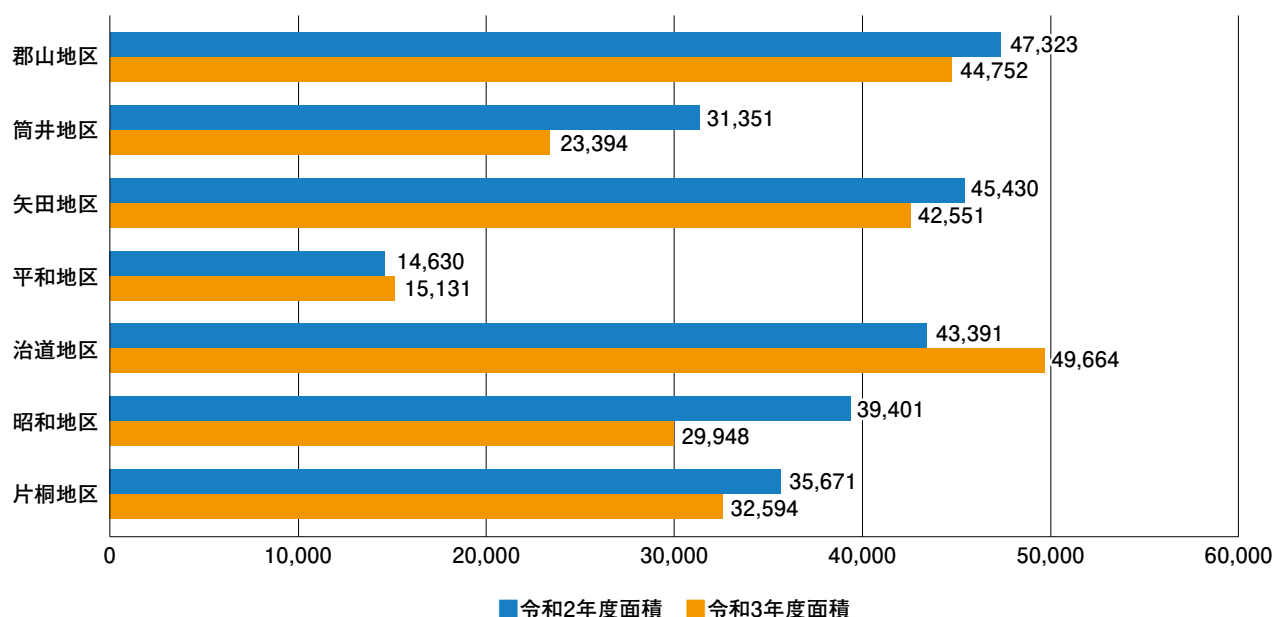
耕作放棄地は雑草・雑木の繁茂により、病虫害や害獣の発生や火災の原因にもなり、周辺での耕作や環境に悪影響を及ぼすことになります。所有者・耕作者の方は定期的に草刈りを行うなど、適正な管理をお願いいたします。

令和3年度 農地パトロール結果

(単位:㎡)

地 区	農地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄地率(%)
郡 山 地 区	871,136	44,752	5.14
筒 井 地 区	898,669	23,394	2.60
矢 田 地 区	2,554,703	42,551	1.67
平 和 地 区	1,866,443	15,131	0.81
治 道 地 区	3,160,538	49,664	1.57
昭 和 地 区	1,648,593	29,948	1.82
片 桐 地 区	1,925,741	32,594	1.69
合 計	12,925,823	238,034	1.84

令和2年度・令和3年度耕作放棄地面積 (単位:㎡)



農地の転用や権利移動は許可が必要です

・耕作目的で農地を売買・贈与・貸借権の設定等をする場合。

→農地法第3条申請

・自分名義の農地を転用する場合。

→農地法第4条申請・届出

・他人名義の農地を購入・もしくは借りて転用する場合。

→農地法第5条申請・届出

※いずれの申請、届出についても、農業委員会事務局への事前相談をお願いします。

農地を借りたい人・貸したい人を募集しています

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」

「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」

または、

「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」

「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」

と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。

なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●

①農地の借受希望申込み、
農地の貸付希望申込み



農地の受け手



農地の出し手

出し手から農地を
借り受け

貸借契約

②交渉・マッチング



なら担い手・農地
サポートセンター

受け手に農地を
貸し付け

貸借契約

③農地の貸借



農地の受け手

募集期間

出し手(貸したい方):随時受付

受け手(借りたい方):随時受付し、年12回(毎月)公表します。

対象農地:市街化区域以外の区域にある農地

※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。

※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、年12回(毎月)行います。

お問合せ先

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)

〒634-0065 橿原市畝傍町53番地

☎0744-21-5020

HP:<http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>

なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき
県知事の指定を受けた公的機関です。

安心してご利用下さい。

農業者年金に加入しませんか

農業者の方は、国民年金に上乗せの公的年金、「農業者年金」に加入して、老後の生活に備えましょう。

農業者年金の5つのメリット

- ① 少子高齢時代に強い積立方式の公的年金
- ② 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできる
(月額2万円～6万7千円までの間で千円単位で自由に選択)
(35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円から加入可能)
- ③ 終身年金で80歳までの保証付き
- ④ 社会保険料控除など税制面でも大きな優遇
- ⑤ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助あり

加入要件

- ① 国民年金1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満

※農地を持っていない農業者や、配偶者、
後継者など家族農業従事者の方も
加入できます。



詳しい内容や加入のご相談は農業委員会事務局まで。

大和郡山の 特産品紹介

いちじくワイン ～無花果の一滴～



市の特産品である「いちじく」を100%使用して醸造した贅沢なワイン。大和郡山は、奈良県最大の「いちじく」の産地で、県内シェアの約9割、約450トンが出荷されています。

ほどよい甘さとさっぱりとした風味が人気の大和郡山産「いちじく」を原料とする「いちじくワイン」は、芳醇で上品な香りが口いっぱいに広がるフルーティなワインです。ランチやディナーのお供にさわやかな味を是非！

※720ml、360ml、750ml（スパークリングワイン）の3タイプ
※市内の酒販店、スーパーなどで購入できます。



農業者年金の説明会を実施しました

令和4年2月9日に、大和郡山市4Hクラブ定例会を訪れ、農業者年金の説明会を行いました。大和郡山の将来の農業を担う若手農業者の皆さんに、熱心に話を聞いていただきました。

